

ZENRAKUREN

MEMBER'S INFORMATION

全酪連会報

若手後継者の本音／ 後藤俊裕さん

改正

「個人情報保護法(個人情報の保護に関する法律)」
への対応について



酪農トピックス／芹川恵介氏農林水産大臣賞受賞
祝賀会開催(福岡)ほか

日本酪農見て歩紀(沖縄県島尻郡南風原町)

10月21日金有楽町駅前広場にて、
酪農業に対する理解を深めてもらうべく、PR活動を行います！

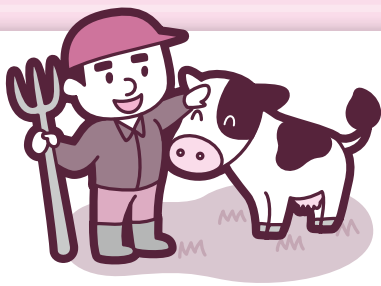


10

2016 October No.613



全国酪農業協同組合連合会



若手後継者の 本音 Vol.22

ホンネ

「趣味と実益のトラクターで 自給飼料を拡大」

今回は、山形県南陽市 後藤牧場の後継者^{ごとう}後藤^{としひろ}俊裕さんにお話を伺いました。

▼ いつも清潔な搾乳牛舎



搾乳、田畑の作業は、ご本人とご両親で行っており、お祖父さんの俊雄さんは育成管理を担当しています。

後藤牧場が所属する山形県酪農業協同組合（原田陽一代表理事組合長）は、生乳出荷戸数95戸、年間生乳生産量は42,080tです。



▲ 俊裕さん(右)と、ご両親の俊幸さん、道子さん

〔経営概況〕

所 属 山形県酪農業協同組合(原田陽一代表理事組合長)
家族構成 奥さんの芳恵さん、祖父母の俊雄さん、マスさん、
ご両親の俊幸さん、道子さん、妹の裕美さん
飼養頭数 経産牛55頭、未経産牛30頭(子牛含む)

今回訪問した後藤牧場がある山形県南陽市は、県南部の置賜盆地に位置しており、気候にも恵まれ米・野菜・果樹などの栽培に適しています。ソバのイメージが強い山形ですが、1世帯当たりの「中華そば」の年間支出額は全国の倍以上でトップ。地元の辛味噌ラーメンのPRのため、市役所に「ラーメン課」がこの春に新設されたほどです。

後藤牧場は、結婚1年目の俊裕さん(32才)と奥さんの芳恵さん、祖父母の俊雄さん、マスさん、ご両親の俊幸さん、道子さん、妹の裕美さんの7人家族です。飼料給与や

就農までの経緯は…

兄妹の二人きょうだいでしたが、実家を継げとも言われずに育ちました。日大山形高校に進学し、子どもの頃から好きだったボクシングに熱中していました。畑山隆則がスーパーフェザーで、辰吉丈一郎が3度目のバンタム級世界チャンピオンになった頃ですね。進路を考える時期になり、それまでは好きなことをやり、牛舎を手伝うことなど無く搾乳なんかしたことなかった自分でしたが、恩返ししてわけではありませんが、多少は酪農を勉強しようと日本大学動物資源科学部に進学しました。

在学中、牛舎作業中の父に、あと数センチずれていたら半身不随というほどの大怪我を負う事故が起こりました。その後、父は3か月の安静入院。その間、夏休みは実家を手伝いましたが、その後は祖父と母の二人で、酪農家仲間の協力を受け、ヘルパーも利用しつつなんとか続けることができました。この父の事故が大きなきっかけで、実家を継がなければとの意識が強くなり、勉強や農場実習に真剣さが増えましたね。

父も無事回復し、大学卒業後にスイスに1年間海外研修に行きました。学校に貼っていたアルプスの傾斜地の放牧酪農が写っている実習生募集のポスターが記憶に残っ

ていましてね。経産牛が34頭の家族経営の牧場に住み込みです。チーズ用に生乳を出荷しているブラウンスイスの放牧酪農。『生乳に臭いが付くから』とサイレージは給与せず、デントコーンも実だけを取って茎葉は捨てていましたよ（笑）。

いざ就農して…

スイスでの実習も影響して、草を作らなければという気持ちが強いですね。実家に戻った時期が濃厚飼料が高騰した時期と重なり、『配合飼料で搾るより草で搾らなきゃ。利益を生むために支出を抑えよう』と考えました。大学から酪農の勉強を始めた私の提言に対して、父は素直に受け入れてくれました。輸入乾牧草もいつ高騰するが、父も同じ考えでしたから。良くするためにはどうした



▲ 改良したい育成牛舎



▲ ロールサイレージとデントコーン畑



▲ 堆肥舎



▲ 趣味で集めているミニチュアの一部

らいいか、このままではだめだなんて。経営方針って言うのと大げさですが、牛舎でよく父と話をしています。耕地面積をもっと増やして自給粗飼料を活用し、購入粗飼料を減らしたいですね。いま購入粗飼料が7割と多いので、早い時期に少なくとも逆転するぐらいまでに。輸入粗飼料は、国際情勢や天候不順で価格が大きく変動しますから、不安定要素は取り除きたいですね。

将来の目標は…

36頭の搾乳牛舎だけでは搾れなくなっているんです。今も、乾乳間際の牛を古い育成舎に移してバケット搾りをしています。先ず、これを何とかしたいですね、効率的じゃないので。既存の乾乳牛舎や分娩房も、工夫して使い勝手良く改善しなければと思っています

ます。

もう一つは、小さな夢ですが、自分のトラクターを持ちたいんです。日本では見たことも無いメルセデスのトラクターがスイスにはあって。子どもの頃からトラクターなどの機械は大好きで、今でもトラクターに乗っていて飽きません。トラクターや農業機械のミニチュアを買い集めてコレクションしています。『こんな機械があればいいなあ』なんて休みのときは眺めています（笑）。

『中学や高校では全く酪農を考えずに、いろいろなものを見たり考えたりできたことは、大きくプラスになっていると思います。スイスへの実習も、行っていなければ何の自信も技術も無いままでしたから、快く送り出してくれた両親に感謝しています。』と語る俊裕さん。今後のますますの活躍を期待しています。

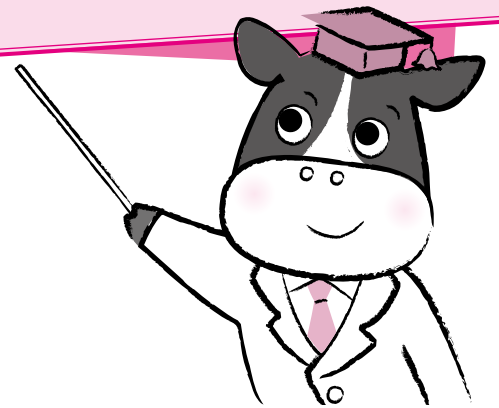
後藤さんより

全国の若手後継者の皆さんへ一言！

後継者だけに限らず、全国の生産者や、農協、関係団体の職員、飼料メーカーや獣医師、乳業会社など、日本酪農発展のためにみんなが同じベクトルで進んでいきましょう。



改正「個人情報保護法 (個人情報の保護に関する法律)」 への対応について



法務・コンプライアンス課

「個人情報の保護に関する法律」は、情報化の急速な進展により、個人の権利利益の侵害の危険性が高まったこと、国際的な法制定の動向等を受けて、平成17年4月1日に全面施行されました。(以下「現行法」といいます。)

その後、情報通信技術の発展や事業活動のグローバル化等の急速な環境変化により、「現行法」が制定された当初は想定されなかったようなパーソナルデータの利活用が可能となったことを踏まえ、「定義の明確化」「個人情報の適正な活用・流通の確保」「グローバル化への対応」等を目的として、平成27年9月9日に「現行法」が改正され、改正後2年以内である**平成29年9月までに全面施行されること**となりました。(別表1参照)

「現行法」では、取り扱う個人情報に5,000人を超える事業者は、「個人情報取扱事業者」として「現行法」に関する義務を課せられていますが、取り扱う個人情報が5,000人以下の事業者は義務の対象外とされていました。

しかしながら、改正「個人情報保護法」(以下、「改正法」といいます。)では、このような例外がなくなり、全ての事業者(組合)が「改正法」に関する義務を遵守する必要が出てきました。

したがって、「個人情報取扱事業者」として「現行法」に対応している組合については、「改正法」により新設された義務等への対応について、「現行法」で「個人情報取扱事業者」の対象外とされている組合については「改正法」全般の義務等への対応について準備を行い、全面施行時には対応を完了させなければなりません。

また、「現行法」に関するガイドラインは各府省庁(農業協同組合の場合は農林水産省)が公表してきましたが、「改正法」に関するガイドラインは「個人情報保護委員会」が平成28年中に公表する予定となっています。

個人情報保護委員会とは

特定個人情報保護委員会を改組し、内閣府の外局として、平成28年1月1日に発足しました。

個人情報及びマイナンバー(特定個人情報)の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するための業務を行います。

新ガイドラインには、「改正法」について、より具体的に詳細な対応方法が示されますので、各組合の個人情報の取扱方法や仕組みが新ガイドラインに沿ったものか確認し、対応する必要があります。

「個人情報保護委員会」のホームページ(<http://www.ppc.go.jp/personal/legal/>)に「改正法」が既に掲示されており、新ガイドラインも間もなく掲示される予定ですので、確認をお願いします。

それでは、「**改正法**」の**主な改正点**、「**現行法**」から「**改正法**」に引き継がれる「**個人情報取扱事業者**」の**守るべきルール**についての概要に分けてお知らせします。

別表1 改正法の全面施行までのタイムスケジュール

年月日	実施内容
平成17年4月1日	「個人情報の保護に関する法律」(現行法)の全面施行
平成27年9月9日	「改正法」の公布
平成28年末?	「改正法」に関するガイドラインの公表
平成29年春	「個人情報保護委員会ホームページ」に記載されている、「改正法」の全面施行の目標時期
平成29年9月8日	法で定められている「改正法全面施行の最終期限」

1 「改正法」の主な改正点

(1) 個人情報の定義

- ① 「特定の個人の身体の一部の特徴」といった項目が加わり、個人情報の定義がより明確に示されました。(「改正法」第2条)
- ② 「要配慮個人情報」(人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を受けた事実等)が定義され、その取扱いに関する規定が定められました。(「改正法」第2条・17条・23条)
- ③ 個人情報データベース等から、政令で定めた、権利利益を害するおそれが少ないものが除外されました。(「改正法」第2条)
- ④ **取り扱う個人情報**が**5,000人以下の事業者**も「**個人情報取扱事業者**」に該当し、「**改正法**」が求める**義務への対応が必要となりました**。(「改正法」第2条)

個人情報とは (改正法での定義)

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報で次のいずれかに該当するものと改正法で定義されています。

○氏名・生年月日・その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの

できるもの。

他の情報と容易に照合することで、特定の個人を識別できるものも含まれる。(※)

○個人識別符号(①②)が含まれるもの。

①特定の個人の身体の一部の特徴を電子データに変換した「文字」「番号」「記号」「その他の符号」で、特定の個人を識別することができるもの。

②特定の個人に提供されるサービスや商品の購入に関して割り当てられたり、カード等に記載されたり、電磁的に記録された「文字」「番号」「記号」「その他の符号」であって、特定の個人を識別することができるもの。

○「要配慮個人情報」…本人の人種・信条・社会的身分・病歴・犯罪の経歴・犯罪により害を被った事実等、特に配慮を要するもの。

※現行法のガイドラインでは次のように補足されていますが、改正法のガイドラインでどのように変更されるか確認が必要です。

・「個人に関する情報」とは、氏名・性別・生年月日・住所・年齢・職業・続柄等の事実に関する情報に限られず、個人の身体・財産・職種・肩書等の属性に関する判断や評価を表す全ての情報を指す。公刊物等によって公にされている情報や、映像・音声による情報も含まれる。

・「個人に関する情報」が氏名等とあいまって特定の個人を識別することができれば、それが「個人情報」となる。

(2) 個人情報の提供、取得に関する改正

①不正な利益を図る目的による、個人情報データベース等の不正提供・盗用罪が新設されました。(「改正法」第83条)

②第三者から個人データの提供を受ける際の確認や記録を作成する義務が新設されました。(「改正法」第26条)

オプトアウトとは

- ③ 個人データを第三者に提供する場合の記録を作成する義務が新設されました。（「改正法」第25条）
 - ④ 個人データをオプトアウトにより第三者に提供している場合は、一定事項を「個人情報保護委員会」へ届出する義務と当該届出事項を「個人情報保護委員会」が公表する義務が新設されました。（「改正法」第23条）
- 個人データを、一定事項を本人が知り得る状態にすることによって、本人の同意なく第三者に提供し、本人の求めがあれば第三者への提供を停止する仕組みのことです。

- ⑤ 外国にある第三者への個人データの提供に関する規定が定められました。（「改正法」第24条）

③ 個人情報の消去に関する改正

- ① 不要な個人データの消去に努めなければならない規定が新設されました。（「改正法」第19条）

④ 規制緩和に関する改正

- ① 個人情報の利用目的の変更要件が緩和されました。（「改正法」第15条）
- ② 特定の個人を識別することができないように加工した、「匿名加工情報」に関する規定が定められました。（「改正法」第2条・36条・37条・38条・39条）

2 「現行法」から「改正法」に引き継がれる「個人情報取扱事業者」の守るべきルールの概要

① 個人情報の利用目的の特定、目的外利用の禁止

- ① 個人情報を取り扱うに当たっては、利用目的をできるだけ特定しなければなりません。（「改正法」第15条）

ければなりません。（「改正法」第15条）

- ② 特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはなりません。（「改正法」第16条）

② 適正な取得、取得時の利用目的の通知等

- ① 偽りその他不正な手段によって個人情報を取得してはなりません。（「改正法」第17条）

- ② 個人情報を取得したときは、事前に利用目的を公表している場合を除き、本人に速やかに利用目的を通知又は公表しなければなりません。（「改正法」第18条）

- ③ 契約書等に記載された個人情報を取得する場合や書面に記載された個人情報を本人から直接取得する場合、あらかじめその利用目的を本人に明示しなければなりません。（「改正法」第18条）

③ 個人データ内容の正確性の確保

- ① 利用目的の範囲内で、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければなりません。（「改正法」第19条）

★ 具体的な措置例

- ・ 個人データ入力時の照合・確認手続の整備
- ・ 記録事項の更新
- ・ 保存期間の設定等

④ 安全管理措置

- ① 個人データの漏えいや滅失を防ぐため、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。（「改正法」第20条）

★ 具体的な措置例

- ・ セキュリティ確保のためのシステム・機器等の整備
- ・ 責任体制の確保（個人情報保護管理者の設置、内部関係者のアクセス管理等）等

⑤ 職員・委託先の監督

- ① 個人データの安全管理が図られるよう、職員に対し必要かつ適切な

監督を行わなければなりません。〔改正法〕第21条)

- ②個人データの取扱いについて委託する場合には、委託先に対し必要かつ適切な監督を行わなければなりません。〔改正法〕第22条)

★具体的な措置例

- ・ 個人情報保護意識徹底のための教育研修等の実施
- ・ 個人情報保護措置の委託契約内容への明記
- ・ 再委託の際の監督責任の明確化 等

★職員とは、正職員のみならず、役員、契約職員、アルバイト等も含まれます。

★再委託を行う場合、委託先が再委託先に対して十分な監督を行っているかなど、個人情報取扱事業者が把握し、適切な指導をする必要があります。

(6) 第三者提供の制限 (〔改正法〕第23条)

- ①あらかじめ本人の同意を得ないで、本人以外の者(第三者)に個人データを提供してはいけません。ただし、次の場合は除きます。

ア、法令に基づく場合(警察や検察等から捜査関係事項照会があった場合、弁護士会照会があった場合等)

イ、人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合(大規模災害や事故等の緊急時に、患者の家族等から医療機関に対して患者に関する情報提供依頼があった場合等)

ウ、公衆衛生・児童の健全育成に特に必要な場合(地域がん登録事業において、地方公共団体から医療機関に対して、がんの診療情報の提供依頼があった場合、児童虐待の通告の場合等)

エ、国等に協力する場合(税務署等から事業者に対して、任意の顧客情報の提供依頼があった場合、統計調査に協力する場合等)

- ②オプトアウトの場合は本人の同意がなくても第三者への個人情報の提供は可能です。

- ③委託の場合、合併等の場合及び一定事項の通知等を行って共同利用

する場合には、その相手方は「第三者」に該当しません。

(7) 保有個人データに関する事項の公表、開示、訂正、利用停止等

- ①保有個人データの利用目的、開示・訂正・利用停止等に必要な手続、苦情の申出先等について本人の知り得る状態におかなければなりません。〔改正法〕第27条)

- ②本人からの求めに応じて、保有個人データを開示しなければなりません。〔改正法〕第28条)

- ③保有個人データに誤りのあるときは、本人からの求めに応じて、利用目的の達成に必要な範囲内で、調査し、訂正を行わなければなりません。〔改正法〕第29条)

- ④保有個人データを法の義務に違反して取り扱っているときは、本人からの求めに応じて、利用停止等を行わなければなりません。〔改正法〕第30条)

(8) 苦情の処理 (〔改正法〕第35条)

- ①本人から苦情などの申出があった場合は、適切かつ迅速な処理に努めなければなりません。

- ②本人からの苦情を、適切かつ迅速に処理するため、苦情受付窓口の設置、苦情処理手順の策定など必要な体制の整備に努めなければなりません。

個人情報保護法に関するお問い合わせ先

個人情報保護法に関して疑問点・不明点がある場合には、「個人情報保護委員会」ホームページに個人情報保護法に関する「よくある質問」(個人情報取扱事業者向け：現行法対応版)が掲載されていますので、まずご覧ください。(http://www.ppc.go.jp/personal/faq/jigyosha/) また、「個人情報保護委員会」の個人情報保護法質問ダイヤルが設置されており、同法の解釈や一般的な質問に答えてくれますのでご利用ください。

個人情報保護法質問ダイヤル番号 03-6457-9849

受付時間 土日・祝日、年末年始を除く 9:30~17:30

名古屋
支所発

中部酪農青年女性会議研修 「なごやチーズ博2016」開催される

▶ ブースでチーズを提供する
小笠原委員長



9月4日(日)午後、名古屋市の中日パレスにおいて「なごやチーズ博2016」が開催されました。このイベントはNPO法人チーズプロフェッショナル協会が主催するもので、名古屋市内で開催されるのは3年ぶりとなります。

中部酪農青年女性会議はこのイベントを研修会と位置づけ、総勢36名で参加しました。



▲ 堀山副委員長による
開会挨拶

当日は350名ほどのチーズ愛好家の方たちが集まっており大盛況でした。

会場内には国産ナチュラルチーズ・輸入ナチュラルチーズのブースのほか、ワイン等のブースも設置されており、中部酪農青年女性会議の参加者は思い思いに、世界70種類以上の

チーズの試食と、チーズとワインの組み合わせを楽しみました。

参加者からは「いろいろなチーズを食べることができてよかった」、「チーズの種類の多さに驚いた」などの感想が寄せられました。また「チーズ作りを体験したい」という意見も寄せられました。

今回の研修は、参加者のみなさんにとって、乳製品についての知識を高める良い機会となったようです。

中部酪農青年女性会議は、これからも酪農家のみなさんのお役に立つ研修を企画していきます。今後もぜひご参加ください。



(Y.K)

▲ 会場風景

名古屋
支所発

森富士樹さん(JA愛知東) 「受賞祝賀会」開催される

9月23日(金)、愛知県新城市の池田屋において、7月14～15日に名古屋東急ホテルで開催された第45回全国酪農青年女性酪農発表大会酪農経営発表の部において、審査委員長特別賞を受賞された森富士樹さんの受賞祝賀会が開催されました。

祝賀会には、酪農家、JA役職員、酪農関係団体など約30名が集まりました。

はじめに森さんから改めて大会の雰囲気ながらに経営内容を発表いただいたあと、中部酪農青年女性会議小笠原委員長より花束の贈呈、続いて来賓の方々から「充実した評価が得られたのも経営者としての能力が高いためであり素晴らしいお手本である」「時代の変化に負けず乗り越えていく力がある」「向上心と強い気持ちでこれか



▲ 挨拶をする森富士樹さん

らも地域を
引っ張って

いってほしい」などのたくさんのお祝い・称賛の言葉が述べられました。

また森さんからは「今回発表者として参加し、さまざまな方と交流も持つことができ勉強になりました」との挨拶がありました。

ひきつづき開かれた懇親会では、大会の思い出話や将来の夢などについて皆で大いに語り合い、祝賀会は盛会のうちに終了しました。

今回、最優秀賞にはわずかに届きませんでしたが、価値ある審査委員長特別賞の受賞となりました。

森富士樹さん、受賞おめでとうございます。

(Y.K)

福岡
支所発

芹川恵介氏「農林水産大臣賞受賞祝賀会」開催

8月31日(水)、熊本県中央区ホテルメルパルク熊本にて、第45回全国酪農青年女性酪農発表大会の酪農経営発表の部において農林水産大臣賞を受賞された芹川 恵介氏の祝賀会が開催されました。

当日は芹川氏夫妻及び関係者約70名が出席されました。熊本県酪農女性部協議会稲田 仁美会長の開会挨拶に続き、主催者を代表して熊本県酪農業協同組合連合会の隈部 洋会長より



▲隈部洋会長による主催者挨拶 挨拶や、熊本県酪農青壮年部協議会の岩見 誠也委員長より「芹川君自身も被災し一時は大会参加が危ぶまれ

「酪農発表大会は後継者育成に大きな役割を担っており、熊本から受賞者を出すことができ大変うれしく思っている。」と主催者

たが、力強い発表で最高位賞を受賞でき、感謝の気持ちで一杯です。」との挨拶されました。熊本県の中村 秀朗畜産課長より来賓挨拶に続き、牛乳で乾杯が行われました。



▲ 芹川恵介氏

会場内では芹川氏のお祝いとともに熊本の酪農についての情報交換が活発に行われ、大きな賑わいの中で親睦を深められていました。

最後に芹川氏から「最初はとまどいもありましたが、全国大会で各地の酪農仲間の経営を見聞きすることができ、大変参考になりました。これからも今まで以上に前向きに取り組んでいきます。」との力強い感謝の言葉が述べられ、祝賀会は閉会しました。

(U.T)





▲ 神谷 翔平さん

No.281
神谷翔平牧場
沖縄県島尻郡南風原町

一軒も減らさない、地域と 交流し理解される酪農をめざして

地域の紹介

今回紹介する神谷牧場は、沖縄本島の南に位置する島尻郡南風原町にあり、世界遺産として有名な首里城の近くにあります。取材させていただいた当日は快晴、飛行機から見た海は絵に描いたようにとても青く澄んでいてきれいでした。沖縄県は亜熱帯海洋性気候に属し、基幹作物としてサトウキビが栽培されています。



▲ 牛舎と飼料タンク

神谷牧場が所属している沖縄県酪農農業協同組合（新里重夫代表理事組合長）は、酪農家戸数63戸、年間出荷乳量が22,068t（平成27年度データ）となっています。

神谷牧場の家族構成は、経営者の翔平さん（29）と奥さんの安菜さん、お母さんの久美子さん、3人の娘さん（上から安利ちゃん、笑利ちゃん、実利ちゃん）と一番下に息子さん（利喜翔くん）、そして祖母の文子さんの8人です。作業分担は翔平さんが作業全般をされていて、お母さんが搾乳と飼養管理、奥さんが家事をこなしながら祖母の文子さんと牛舎清掃等の役割を担っています。



神谷牧場の歴史



▲ 上段左から母・久美子さん、妻・安菜さん、翔平さん、下段お子さん
左から笑利ちゃん、利喜翔君、実利ちゃん、安利ちゃん

神谷牧場は今から約50年前、神谷さんのお祖父さんが実家の近くで1頭から酪農を始めました。そのころはソルゴーの栽培やサトウキビ粕でサイレージを作って利用していました。その後牛舎を徐々に増頭し、ピーク時には飼養頭数が100頭になったとのことでした。そして37年前に牛舎を現在の位置に建て替えました。その後は神谷さんの伯父にあたる方が後を継がれてい

牧場概要

牛舎はつなぎ牛舎です。牛床は敷料の入手が難しいため、牛床マットを設置しています。徐糞が徹底されていて、良好な衛

生環境を保つことで牛たちの健康に注意しています。乾乳牛の健康には特に注意を払っていて、土地の狭い沖縄では稀な乾乳牛用の運動場が設置してあります。現在の飼養頭数は経産牛53頭です。育成牛については沖縄県家畜改良センターに預託して、搾乳牛の管理に労働力を集中しています。



▲ 搾乳牛舎内



▲ ミキサー

平成27年度の出荷乳量は470t、乳質については乳脂率3.85%、乳蛋白率3.15%、無脂

固形分8.64%、体細胞数は年間平均20万以下を保っています。乳房炎には特に注意しており、牛自身の免疫力向上と併せ、早めの治療を徹底し重症にならないよう心がけています。搾乳は2名で朝夕2回、7台の自動離脱機能の付いたミルカーで作業を効率的に行っています。休みの日にはお子さんたちも子牛の世話などを手伝っています。

飼養管理について

飼料については自給飼料を



▲ 乾乳牛舎



▲牛舎内の扇風機

作っていないため、輸入乾草を使い、コンプリートフィーダーを用いてTMR飼料を作り、搾乳牛に給与しています。TMRは乾草の切断長にもこだわり、特に猛暑期には飼料の掃きよせを夜間にも行い回数を増やすなどして、暑熱環境で乾物摂取量の維持に工夫をしています。

以前はサトウキビ粕も使っていましたが、現在は品質の問題や作業効率の観点から使っていないとのことでした。

堆肥処理については、自然流下方式で集めた糞尿を、地域（自分たち）で作った堆肥センターに有料で回収してもらい、堆肥化したものを契約している畑に還元しています。

繁殖については、後継牛に関しては雌雄選別精液を使用し、後代検定もおこなっています。

経営の工夫

神谷牧場を取材した日は気温が33℃でしたが、訪問して最初に感じたのは牛舎内が涼しいということでした。神谷牧場では大型扇風機を41台設置し、細霧装置を併せて24時間稼働させ、良好なカウコンフォートを保っています。これは牛舎内の換気も担っており、一石二鳥の役割を果たしています。規模拡大するのではなく、牛たちの健康に重点を置いた経営をされていることです。

地域とのつながり

翔平さんは今年、沖縄県酪農青年女性部連絡協議会の会長に就



▲牛乳処理室

任され、地域への酪農理解醸成活動に努められています。その一環として子供たちを対象とした搾乳体験会を行っており、子供たちに牛の大きさや温かさを伝え、地域の人々へ酪農への理解を深めてもらい、環境問題等での離農が発生しないように会長として先頭に立ち、仲間を一軒も減らさないように活動しています。

また交流会（模合一もあいこ）などにも積極的に参加し、地域の酪農家の皆さんと人々と泡盛

を囲みながら語り合い、親交を深めています。青年会では伝統芸能であるエイサーをされており、酪農だけでなく地域での活動においてもたいへん活躍されています。

また、翔平さんはバイクが趣味で、時間を見つけては愛用のバイクで島内を駆け回っているそうです。

今後の展開

現在、一番上のお子さんがまだ8歳ということもあり、子育ても大切にしたいゆとりある酪農経営を行っていくとのことですが、将来的には6次産業化してアイスクリームや乳製品の販売もしていきたいそうで、翔平さんの県産牛乳の消費拡大活動への意気込みを感じました。

年齢はお若いながらも、すでに10年以上のしつかりとした酪農経営の経験を持ち、酪農を通じて地域への働きかけにも積極的に活動している翔平さん。

今後更なるご活躍とご発展をお祈りいたします。

私たち全酪連は、 全国酪農青年女性会議協力のもと、 10月21日(金)有楽町駅前広場にて、 酪農業に対する理解を深めてもらうべく、 PR活動を行います!

全酪連では、酪農が日本人の栄養摂取や、社会的に様々な役割を担っている事。
国土保全の為に果たす役割について消費者の方へ訴えと共に、安全・安心の国産牛乳を飲んで酪農家を応援していただくため、全国酪農青年女性会議の協力のもと、エコバックとチラシを街頭にて配布しPR活動を行います。

まずは、来たる10月21日(金)に、東京の有楽町駅前広場(東京都千代田区)にて街頭活動を予定しており、その後全国各地へ活動を広げていきます。

昨年の活動の様子



◀ PR活動の様子

▼ 半澤委員長による街頭演説



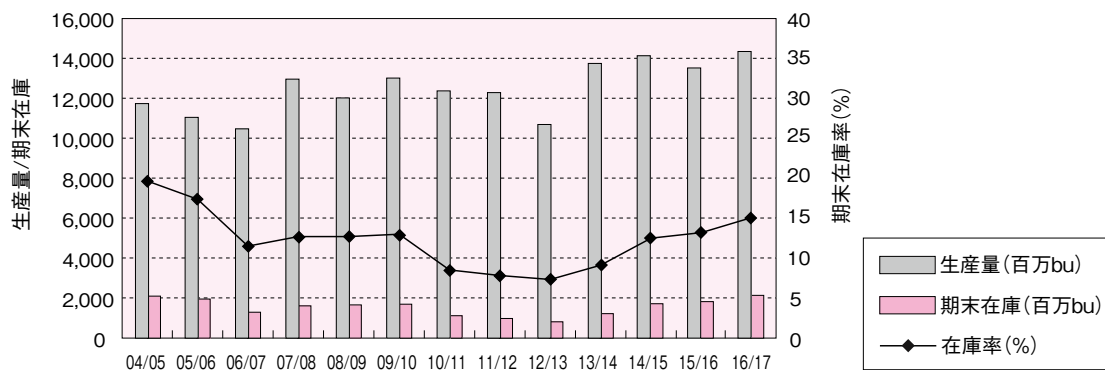
◀ 丁寧に説明を加えながらの配布活動

全酪連は、今後も消費者の皆様には日本の酪農をより知ってもらい、国産牛乳、乳製品の消費拡大活動に取り組んでいきたいと考えています。

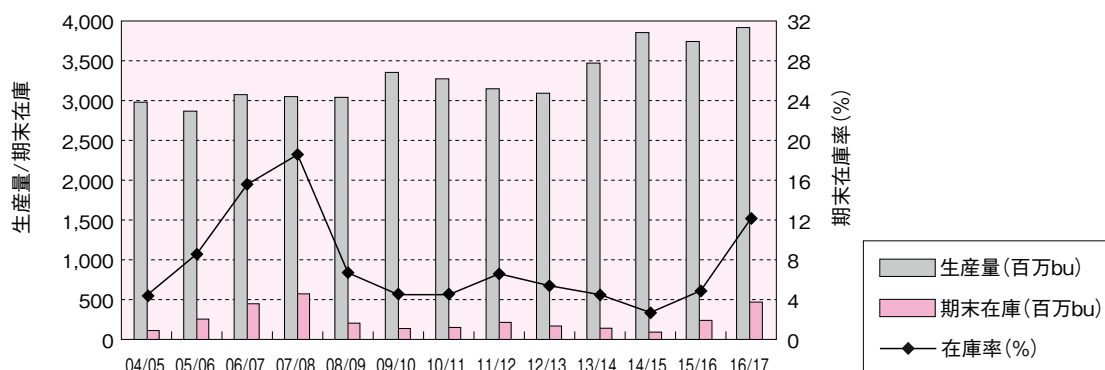
原料情勢 平成28年9月

9月13日発表 米国農務省 トウモロコシ 需給予想	【15/16年産】 作付面積88.0百万エーカー、単収168.4bu/エーカー、生産量136億100万bu、総需要量136億8,200万bu、期末在庫17億1,600万bu、在庫率12.5% 需要面で減少し、期末在庫は増加。
	【16/17年産】 作付面積94.1百万エーカー、単収174.4bu/エーカー、生産量150億9,300万bu、総需要量144億7,500万bu、期末在庫23億8,400万bu、在庫率16.5% 需要供給両面で減少し、期末在庫は減少。
トウモロコシ 相場動向	とうもろこしの生産量は軟調に推移した。大きな相場材料は出なかったが、大豆や原油などの商品市場の上昇につられて反発した。需給予想では単収と期末在庫が下方修正されるのではないかとの見方も広がる中、発表日前日は330¢/bu(9月限)で取引を終えている。降雨の影響も懸念されており、収量減の余地を残している。収穫が終わるまでは、天候に注意が必要である。
9月13日発表 米国農務省 大豆需給予想	【16/17年産】 作付面積83.7百万エーカー、単収50.6bu/エーカー、生産量42億100万bu、総需要量40億6,100万bu、期末在庫3億6,500万bu、在庫率9.0% 需要供給両面で増加し、期末在庫は増加。
大豆粕相場動向	米国産は弱気な内容であったため売り一色の展開。 前日比-16¢の964¢ 1/4 (11月限) で当日の取引終了。国内産は、搾油量は前年を若干割れているが安定。シカゴ相場は南米の天候不順の影響を背景に強含みの展開となっていたが、北米産は天候懸念の後退から良好な育成環境となり、史上最高の豊作が見込まれる状況から軟調に推移している。今後は中国からの大量買付の有無が相場に大きな影響を与えるものと思われ、中国の景気動向を含め十分な注意を払いたい。
糟糖類	【一般フスマ】フスマは製粉メーカーでの発生量(挽砕)は安定している。飼料メーカーでは鶏・豚向け配合飼料を中心にフスマからグルテンフィードへの原料置換を行っており、若干配合率が低下、これを受け若干需給は緩む見込み。輸入量は前年並みで推移。
	【グルテンフィード】4月の価格改定時の大幅値下げの影響により需要は堅調に推移しており、飼料配合率は増加、輸入品(主に中国産)は安価な国内品(日本産)と価格が合わず、輸入数量は大きく減少。これにより春先の余剰感も解消され、需給は非常にタイトな状況。相場は強含みで推移するものと思われる。
海上運賃	船のスクラップが進み船腹余剰感は薄れつつある。また太平洋水域では中国の石炭の輸入量の回復、穀物荷動きの活発化により堅調に推移した。米国ガルフ出しに関しては、米国のボーキサイト・鉄鋼製品輸入の減少と米国出しインド向けの石油コークス需要の増加に下支えされて堅調に推移している。ブラジルの乾燥気候の影響で、穀物の輸出需要は米国に集中すると見られており、今後米国の新穀出荷シーズンに入ると一層船腹の引合いが強まる可能性が高い。

米国産トウモロコシ生産量と期末在庫の推移



米国産大豆生産量と期末在庫の推移



輸入粗飼料の情勢

平成28年9月

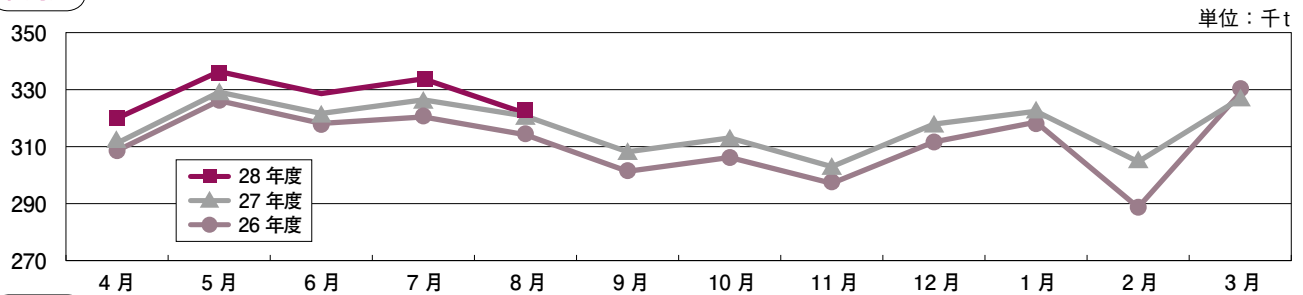
北米コンテナ船 フレート	各船社、引き続き採算が悪い状態が続いており、10月1日からの海上運賃修復（GRI）を通知し始めた船社もあります。今年に入り、GRIの通知は出すものの、ほとんどの船社が直前で延期、撤回を繰り返してきましたが、9月初旬に韓国の大手船社へ会社更生法が適用されるなど、各船社の経営悪化が表面化してきています。この影響で、本船数が減り、多くの荷主は他の船社へブッキングを移行せざるを得ず、船腹の余剰感が解消されつつあることなどから、今回はGRIを強行してくる船社が多数出てきそうです。今後、海上運賃並びにそれに付帯するコストの上昇は不可避の状況になっています。
ビートバルブ	【米国産】日本向けの主産地では、例年よりも10日前後早い8月中旬から収穫とペレット生産がスタートしています。降雨が多く作柄に若干の懸念がある地域も一部ありますが、その他の地域は概ね良好であり、全体としては昨年並みに良好な作柄と言えそうです。
アルファルファ	【ワシントン州】主産地のコロンビアベースンでは3番刈の収穫が終了し、4番刈の収穫が始まっています。1番刈で例年よりも多い70～80%程度が雨当たり、2番刈でも40～50%程度が何らかの雨当たり被害を受けており、3番刈で良品が多く発生することが期待されましたが、3番刈においても2番刈と同様、全体の50%程度で軽度～重度までの雨当たり被害が発生しています。品質については、収穫前の気候がやや冷涼になったこと、また夜露も降りるようになってきたことから、圃場によってはブリーチが多いものが発生しているものの、葉付きも良く、成分が高いものが生産できているようです。産地相場の動向は、まだ不透明ですが、当地域においてはプレミアム品の発生が限られていることから、プレミアム品の価格は引き続き堅調に推移していきそうです。
	【オレゴン州】南部クラマスフォールズでは現在2番刈の収穫がほぼ終了しており、早い圃場では3番刈の収穫がスタートしています。2番刈でも20～30%程度の雨あたりが発生しているようです。品質については、収穫ペースが例年よりも早く、全体的に早刈り傾向であったことから、高成分なものが比較的多く生産されているようです。中部のクリスマスバレーでは、2番刈の収穫が終盤に差し掛かっており、こちらも例年より進捗がよいため、多くの圃場で3番刈まで収穫できる見込みです。2番刈の収穫期は天候にも恵まれ、例年並みの良品が発生している模様です。
	【カリフォルニア州】カリフォルニア州中～北部では現在4番刈の収穫が終盤を迎えており、早い圃場では5番刈の収穫が始まっています。産地相場については、当地域は産地間で比較すると相対的に割安感はあるものの、2番刈以降良品の発生が続いていることから、引き合いが過剰に集中することなく相場は比較的安定しているようです。南部インペリアルバレーでは6番刈の収穫が始まっており、低成分ですが見た目がきれいで緑目なものが多く生産されています。産地相場については、中国からの需要が引き続き強く、高値で安定したまま推移しています。
チモシー	【米国産】主産地のエレンスバーク、コロンビアベースン共に早くも2番刈の収穫が終盤を迎えています。1番刈は雨に当たった圃場が全体の40%前後発生したとされています。この影響で馬向けの良品が不足しており、牛向けの上級品を一部買い付ける動きが見え始めているため、これらの上級品が全体的に不足している状況です。2番刈は生育期の天候は順調でしたが、上級品の発生量は限定的になっています。このため、2番刈の上級品は1番刈が十分買えなかった需要筋からの強い引き合いを受け、買付競争が過熱し相場は強含みとなっています。
	【カナダ産】アルバータ州南部レスブリッジでは1番刈の収穫が終了しています。今年の単収は例年並みでしたが、収穫期の天候は不安定でした。このため、馬向けの最高級品は数少ないものの、牛向けは上級品から低級品まで各グレードが満遍なく生産されています。アルバータ州中部のクレモナ地区では、現時点までに収穫、買付されたものも雨あたり品が多くなっており、今後収穫される圃場においては、ほとんどが刈り遅れになる見込みのため、このエリアからの上級品の発生は絶望的となっています。
スーダングラス	最新の作付面積の報告によると、8月15日時点の面積は過去4年での最低となっており、2番刈りの作付面積が大きく減少していると見られます。作柄としては不安定な天候の影響を大きく受けた昨年に比べると、茶葉も少なく比較的安定した品質が中級品を中心に多く見られました。一方で、色抜け品は湿度が本格的に始まる前に作付面積が減少し始めたことから、発生量は例年に比べ少ない状況です。インペリアルバレーの収穫は例年より2週間ほど早く進捗しており、2番刈も含め90%程度終了しています。
クレイグラス	クレインは全酪連の登録商標です。 クレイグラスの作付面積の減少傾向は変わらず、8月15日時点としては過去4年間で最も少なくなっています。インペリアルバレーでは8月末時点で3番刈が終了しており、多くの圃場で4番刈が行われています。相場の低迷から作付意欲は引き続き弱く、収穫作業を行わず休耕に入る圃場が多くなっています。作付面積の減少による今後の生産量の減少が予想される中、韓国からの買い付けは活発な状況です。このため、先々の産地相場は引き続き強含みで推移すると思われます。
ストロー類	産地であるオレゴン州ウィラメットバレーの収穫は8月に終了しました。作柄は降雨被害を受けている影響で15年産に比べ良くないとの評価になっています。韓国からの買い付けが活発化しつつあり、加えて一部の生産農家は相場の上昇を待って倉庫に多くの在庫を置き始めている状況のため、今後の価格は強含みになるとの予想が出ています。
オーツヘイ	各地域では8月も十分な降雨があり、生育は順調に進んでいます。今年は降雨も十分に収量も多くなると見込まれており、直近2年との嗜好性の差に早くも懸念を示すサプライヤーも出てきています。今後の天候についても、例年並みの降雨があると見込まれていることから、全域の収穫を終えるのは10月いっぱい掛かると予想されています。

生乳受託販売乳量

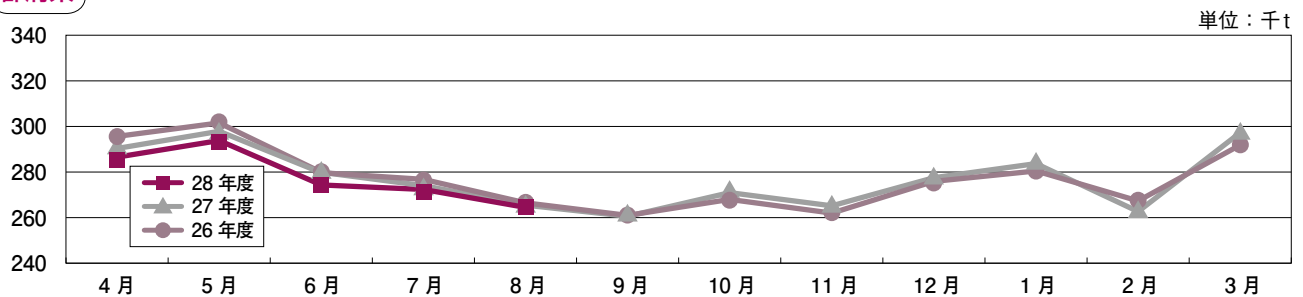
受託販売乳量

全国 **586,167t** で、前年同月比 **1,056t(0.2%) 減少** 都府県 **264,485t** で、前年同月比 **2,005t(0.8%) 減少**
 北海道 **321,682t** で、前年同月比 **950t(0.3%) 増加**

北海道

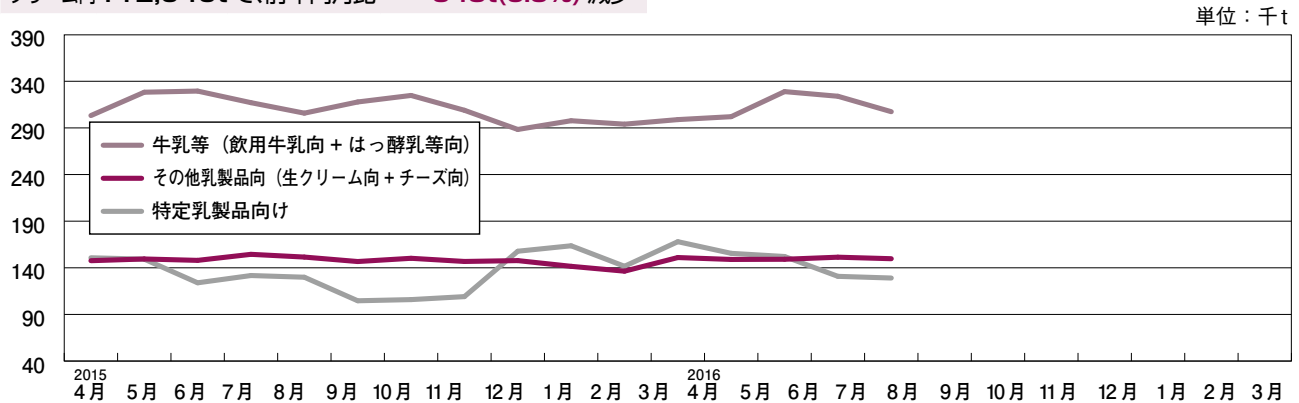


都府県



用途別販売数量

飲用向 **267,014t** で、前年同月比 **705t(0.3%) 増加** チーズ向 **37,702t** で、前年同月比 **1,215t(3.1%) 減少**
 はっ酵乳向 **40,364t** で、前年同月比 **861t(2.2%) 増加** 特定乳製品向 **129,039t** で、前年同月比 **863t(0.7%) 減少**
 クリーム向 **112,046t** で、前年同月比 **543t(0.5%) 減少**



各地の需給動向

【東北】生産は、前年比 99.6%。はっ酵乳中心に乳業者の処理は好調。飲用牛乳向けは 98.1%、はっ酵乳等向けは 113.2%、特定乳製品向けは 95.9%となった。

【関東】生産は、前年比 100.0%。月間通して涼しい気候であり見込み上振れで推移。乳業者処理は月間通して計画通りに推移。飲用牛乳向けは 101.0%、はっ酵乳向け 102.1%、特定乳製品向け 90.8%。

【東海】生産は、前年比 101.1%。特に上 - 中旬は好調に推移した。乳業者処理は予定通りとなっており、飲用牛乳向けは 99.9%、はっ酵乳等向けは 103.1%、加工向けは 124.2%。

【近畿、中国、四国】生産は、上旬で計画以上の推移したが、盆前後の急激な暑さから中 - 下旬は反動減となった。近畿 98.8%、中国 100.1%、四国 99.2%。飲用牛乳向けは近畿 99.0%、中国 102.0%、四国 100.7%となった。

【九州】生産は前年比 96.9%。当初見込みは 95.1%と低く見たが大きく上振れした。上旬は 100%を超えていたが、中旬以降は、酷暑による生産日量の激減となった。処理は、飲用牛乳向けは 95.9%、はっ酵乳向け 103.1%、特定乳製品向け 97.0%となった。

用途別生乳処理量

単位：千t

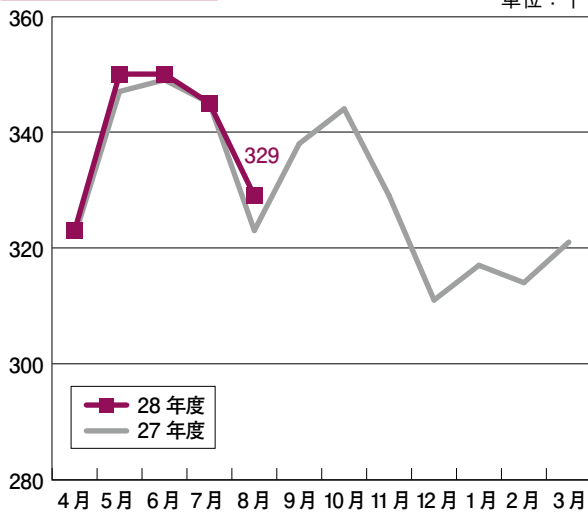
年月	生乳生産量	用途別処理量計							年月	生乳生産量	用途別処理量計						
				乳製品向									乳製品向				
				牛乳等向 ①	特 定 乳製品向 ②	その他乳製品向							牛乳等向 ①		特 定 乳製品向 ②	その他乳製品向	
		ク ー ム 向 ③	チ ー ス 向 ④					ク ー ム 向 ③	チ ー ス 向 ④								
2015. 4 月	625	620	322	298	148	150	114	37	2016. 4 月	633	626	323	303	157	145	108	37
5 月	649	644	347	297	151	146	109	37	5 月	653	649	350	299	152	147	108	39
6 月	625	620	349	271	126	145	107	38	6 月	626	622	350	272	128	143	105	38
7 月	629	624	338	286	133	153	110	43	7 月	631	627	345	282	132	150	111	39
8 月	608	604	323	281	133	148	107	41	8 月	610	606	329	277	130	147	108	40
9 月	593	588	338	250	107	143	107	36	9 月								
10 月	603	599	344	255	107	148	111	37	10 月								
11 月	588	584	329	255	110	146	110	36	11 月								
12 月	620	616	311	304	158	147	109	37	12 月								
2016. 1 月	627	623	317	305	165	140	101	39	2017. 1 月								
2 月	595	591	314	277	142	135	100	35	2 月								
3 月	644	639	321	318	170	148	109	39	3 月								
年 度 計	7,407	7,352	3,953	3,398	1,649	1,749	1,295	455	年 度 計	3,155	3,130	1,698	1,432	699	733	540	193

資料：農林水産省「牛乳乳製品統計」

単位：千t未満を四捨五入した数値を標記しているため、各項目の合計と表の合計とが合致しない場合がある

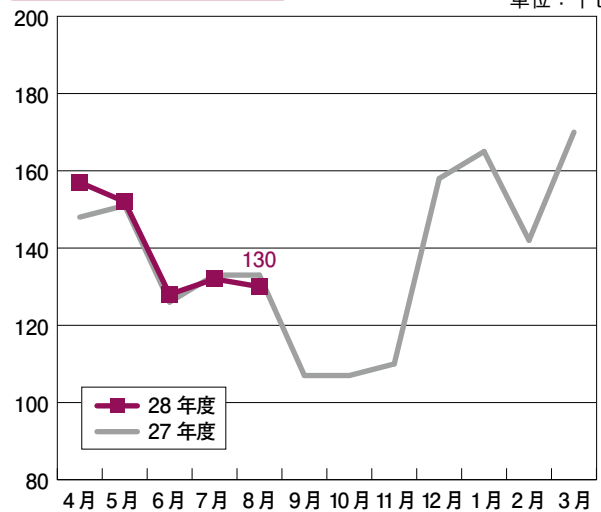
① 牛乳等向処理量

単位：千t



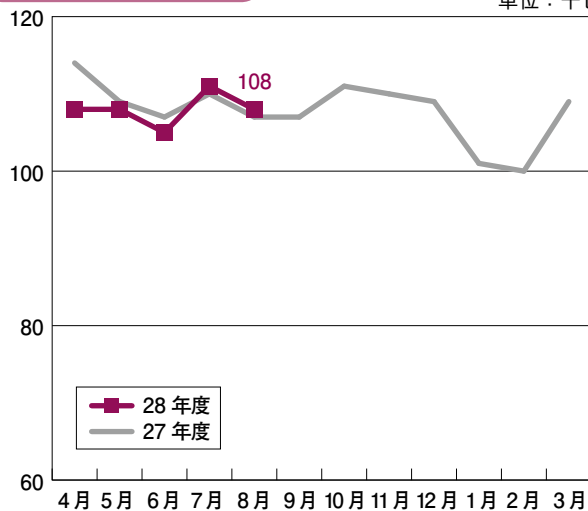
② 特定乳製品向処理量

単位：千t



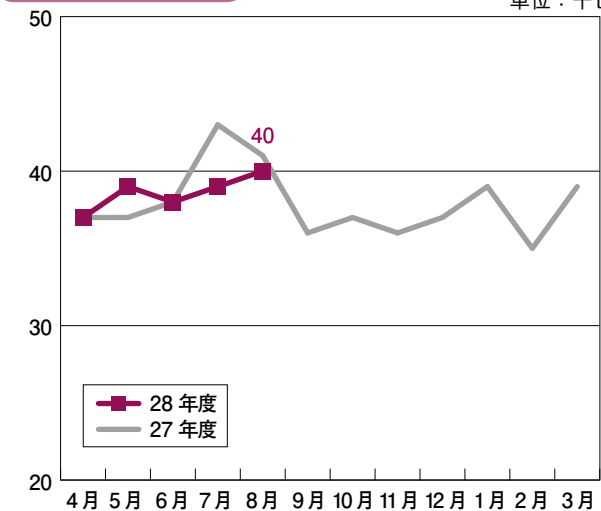
③ クリーム向処理量

単位：千t



④ チーズ向処理量

単位：千t



初乳粉末製品

NEW

GOOD START

PREMIUM

グッドスタート プレミアム 内容量 250g / 袋

免疫グロブリン
70g / 袋以上
含有



和牛
にも!

消化・吸収・機能性に優れた各種成分を配合しました!

良質な
初乳粉末

中鎖脂肪酸

ビタミン
ミネラル

乳酸菌
ビフィズス菌

全卵粉末



Your Partner 全酪連

札幌支所 011(241)0765
釧路事務所 0154(52)1232
帯広事務所 0155(37)6051
道北事務所 01654(2)2368

仙台支所 022(221)5381
北東北事務所 019(688)7143
東京支所 03(5931)8011
北関東事務所 027(310)7676

栃木駐在員事務所 028(689)2871
名古屋支所 052(209)5611
大阪支所 06(6305)4196
中四国事務所 086(231)1120

近畿駐在員事務所 0794(62)5441
三次駐在員事務所 0824(68)2133
福岡支所 092(431)8111
南九州事務所 0986(62)0006

北海道 乳牛産地情報

平成28年10月1日現在

札幌支所 TEL 011-241-0765
 釧路事務所 TEL 0154-52-1232
 帯広事務所 TEL 0155-37-6051
 道北事務所 TEL 01654-2-2368

価格状況 ▲……強含み ▼……やや強含み →……横這い ⇩……やや弱含み ↓……弱含み

事務所	畜種	相場(万円)	価格状況	管内状況
札幌管内	育成牛(10-12月令)	45~55	→	札幌管内の9月中旬までの生乳生産量前年比は、函館管内月計92.9%、累計で98.2%、苫小牧管内月計で96.2%、累計で97.7%の実績となっております。 10月の初妊牛動向については12月が中心となりますが、資源の流れが速く、2月分娩まですでに流通し始めております。販売される腹はF1腹がメインとなっており、選別精液腹は基本的に自家保留分となっておりますので販売物としての流通は少ないものと思われます。他管内の価格高騰により購買客の流入が起これば引き合いはかなりの高値となりますのでお早めの購買をよろしくお願いいたします。
	初妊牛	68~78	▲	
	経産牛	50~55	→	
釧路管内	育成牛(10-12月令)	45~55	→	根釧管内の9月中旬までの生乳生産量前年比は、釧路管内月計で98.6%、累計で102.8%、中標津管内月計で98.7%、累計で101.5%の実績となっております。 10月の初妊牛動向につきましては、12月から1月分娩が中心となります。9月の管内乳牛市場の平均価格(税込、ET在胎除)は釧路市場726千円、根室市場751千円と高値を維持しております。この様な状況の中、引き続きメガファームや新規就農者向けの導入が活発であり、資源も不足していることから相場は強含みで動く予想されます。また、今後の相場高騰を見越して先物買いの傾向も強まる可能性があります。導入を希望される場合は早め早めのご注文をお願いします。
	初妊牛	70~80	▲	
	経産牛	50~55	→	
帯広管内	育成牛(10-12月令)	45~55	→	帯広管内の9月中旬までの生乳生産量前年比は、帯広管内月計で100.3%、累計で103.2%の実績となっております。10月の初妊牛動向について、12月~1月分娩中心となります。公共牧場からの下牧も始まり、資源は出回る時期となっており、府県・道内の大型農家の導入が同時に行われますので引き合いは強いものと思われます。腹内容としてはF1腹が多いですが、育成牛価格の高値維持により選別腹の引き合いも強くなっております。また、価格の高騰により、思うように購買できない購買客が遠腹や経産牛の導入にシフトすることが考えられますので、早めの購買をお勧めいたします。
	初妊牛	70~80	▲	
	経産牛	52~60	▼	
道北管内	育成牛(10-12月令)	45~55	→	道北管内の9月中旬までの生乳生産量前年比は、稚内管内月計で100.8%、累計で101.7%、北見管内月計で99.6%、累計で100.3%の実績となっております。両管内とも順調な生乳生産体制、副産物の高値安定により酪農家の景気を押し上げているものと思われます。この様な状況の中、各農協の自家保留の傾向が強まっており、初妊牛販売頭数が減少し資源不足となっております。また、各市場での上場頭数減が顕著に現れてきております。これから秋口に入り、道内大型牧場の増頭、都府県の需要増がこれから高まり価格高騰が予想されます。腹はF1中心で、雌雄選別腹も増えつつあります。導入を希望されます方は早めの注文をお願いします。
	初妊牛	70~78	▲	
	経産牛	45~50	→	
道内総括	育成牛(10-12月令)	45~55	→	道内の9月中旬までの生乳生産量前年比は99.2%、累計で101.6%の実績となっております。 10月の初妊牛動向につきましては、12月から1月分娩が中心となります。9月に引き続き道内及び都府県の大型導入が初妊牛相場を引っ張る形になると予想されます。依然としてF1腹の引き合いも強いことから高値維持で推移するものと思われますが、ここきて一段と雌雄選別腹の引き合いも強くなってきており雌雄選別腹の価格も堅調に推移するものと思われます。道内においては寒暖差が激しくなってきております。来道される際は風邪等引かれない様、お気を付け下さい。
	初妊牛	70~80	▲	
	経産牛	50~58	→	

※上記相場は、血統登録牛(中クラス)の庭先選畜購買による予想相場です。庭先選畜購買のため、市場購買とは異なり、価格差が生じます。

今月の表紙

「はなちゃん」

今月の表紙は、今月の表紙は、「第7回酪農いきいきフォトコンテスト」(第45回全国大会にて開催)において入賞された「はなちゃん」(福島県 福田 祐子氏撮影)です。



▼10月に入り、だいぶ涼しくなり、街行く人の装いもすっかり秋色となりました。徐々に紅葉も南下してきています。読書の秋・芸術の秋・共進会の秋・食欲の秋：今年の皆様の秋はどんな秋でしょうか？

▼会報に関するご意見・ご要望等があれば、以下のアドレスにメールをいただければ幸いです。

shidoukikaku@zenrakuren.or.jp

編集後記



お詫びと訂正

本誌9月号(No.612)17頁に掲載しました「お詫びと訂正」の正誤で誤りがありました。謹んでお詫び申し上げますとともに、訂正いたします。

<誤>農林中央金庫 宮園副理事 → <正>農林中央金庫 宮園副理事長

平成28年10月10日発行(毎月1回10日発行)

ZENRAKUREN
MEMBER'S INFORMATION

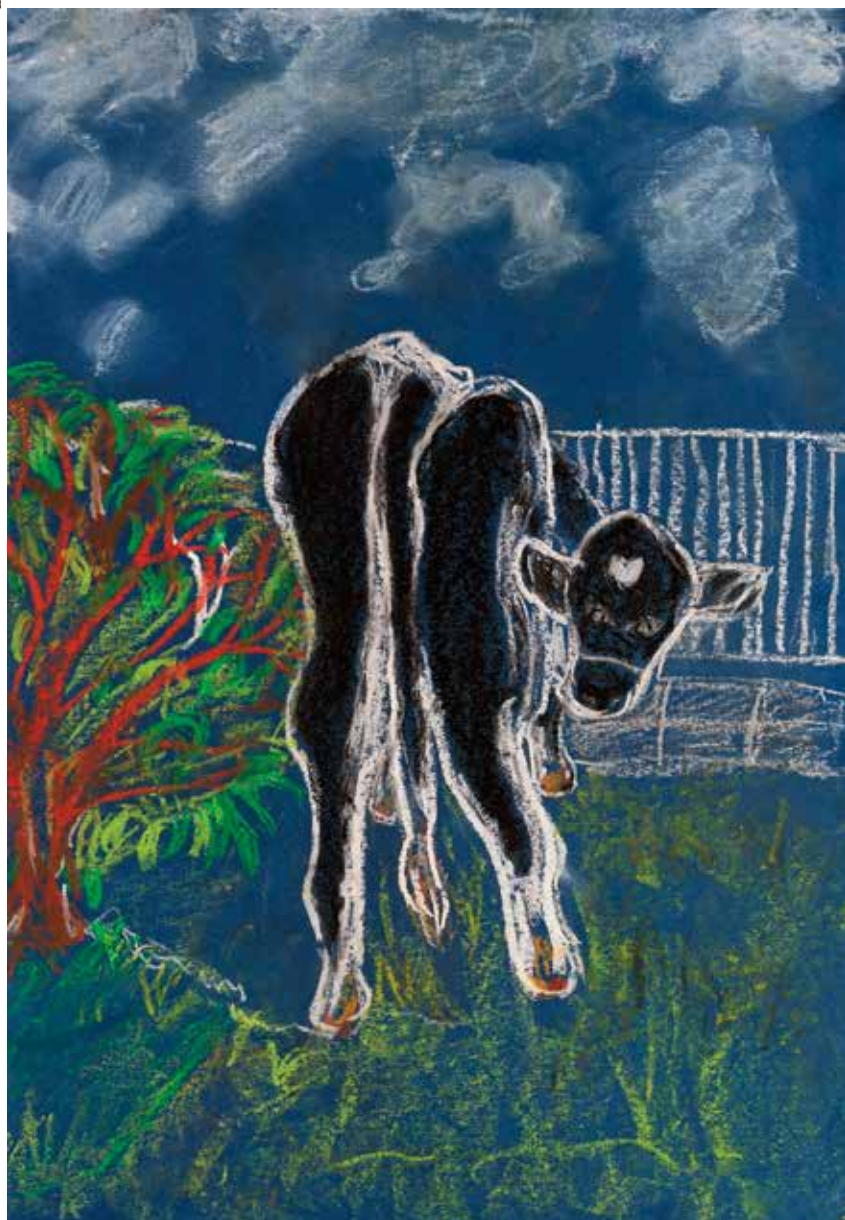
全酪連会報 10月号 No.613

●編集・発行人 大森 一幸
 ●発行 全国酪農業協同組合連合会
 〒108-0014 東京都港区芝四丁目17番5号
 TEL 03-5931-8003
<http://www.zenrakuren.or.jp/>

今月の

ら
く
の
う
こ
ど
も
も
ギ
ャ
ラ
リ
ー

入賞作品紹介



あっ こっち見た

練馬区立大泉東小学校(関甲信)6年 小室 和歌

今 月の入賞作品は、練馬区立大泉東小学校（関甲信）6年の小室 和歌さんの作品です。

牛さんが振り向いた瞬間が素描のような軽いタッチで描かれています。牛さんの足や樹木の幹など強い線もあれば、空や地面にはやさしい線が見て取れます。簡素な表現のなかにも強弱のきいたメリハリのある作品だと思います。

※この作品は本会と全国酪農青年女性会議共催の「第43回らくのうこどもギャラリー」で全国674点の応募作品から入賞12点に選ばれたものです。

主催 全国酪農青年女性会議

